

平成21年 5月22日

風俗行政研究会 第3回会合配布資料

1	第2回議事要旨案	1
2	出会い系喫茶関係	
	出会い系喫茶に関する論点（再配布）	5
	出会い系喫茶的規制の在り方（骨子案）	13
3	類似ラブホテル関係	
	類似ラブホテルの営業禁止区域・地域への立地状況（サンプル調査）	14
	モーテル営業及びラブホテル営業の届出数の推移	15
	ラブホテル・モーテルの変遷に関するサンプル調査	16
	業界団体からの意見書等	
	・ 全国旅館生活衛生同業組合連合会	17
	・ 社団法人日本自動車旅行ホテル協会	23
	・ 近畿ホテル旅館協同組合ほか4団体	30
	・ 全日本国内旅行ホテル協会	35
	全国偽装ラブホテルをなくす会からの要望書	45
	ラブホテル等の要件の見直し等について（骨子案）	50
	店舗型性風俗特殊営業（第4号営業〔ラブホテル・モーテル〕）	
	の要件一覧表（再配布）	52
	ラブホテル等要件の見直しの方向性	53

出会い系喫茶の規制の在り方について（骨子案）

1 現状と問題点

近年、店舗において、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際を希望する者に対して、対面しての会話の機会を提供することにより異性を紹介する、いわゆる出会い系喫茶の店舗数が増加している。

出会い系喫茶の利用を契機とした児童買春事犯の検挙件数が増加傾向であるほか、店舗内の個室で売春が行われた事件が見られるなど、出会い系喫茶については、善良の風俗、少年の健全育成等への悪影響が懸念される。

また、出会い系喫茶については、一時の性的好奇心をそそるような文句を使った派手な広告宣伝が店舗の周辺に氾濫しているなど、清浄な風俗環境を著しく害している。

これに対し警察では、関係法令を活用した取締りに努めるとともに、営業者に対し18歳未満の者の営業所への立入制限等の自主規制をとるよう働き掛けているほか、幾つかの府県では青少年保護育成条例により規制を設けているが、自治体からは風営法による全国一律の規制が要望されている。

2 規制の在り方の方向性

これまで児童買春の温床として問題視されてきたテレホンクラブや出会い系サイト等への規制が設けられ、これらを利用した児童買春が困難化する中、いまだに法規制の及んでいない出会い系喫茶営業が急激に全国に拡散するおそれがあること、また、既存の営業者を直ちに排除することが困難となることから、先制的な規制をする必要があるのではないか。

出会い系喫茶営業は、店舗において、面識のない異性同士を一時の交際目的で面会させるものであり、性的好奇心を惹起させる広告宣伝を行い、客も一時の性的好奇心が満たされることを期待して来店するものと認められることから、性風俗に関する営業といえ、また、出会い系喫茶の利用が児童買春等に結び付きやすいこと等から、善良の風俗等に与える影響が著しいという点において、他の店舗型性風俗特殊営業と変わるところはなく、これを店舗型性風俗特殊営業として位置付けることが可能であり、合理的ではないか。

その上で、出会い系喫茶営業については、営業等の届出、営業禁止区域等における営業の禁止、広告宣伝規制、18歳未満の者の客としての立ち入らせの禁止等の規制に服させることが適当ではないか。

出会い系喫茶営業の定義については、結婚相談業やお見合いパーティー等の類似営業が規制の対象とならないようにするとともに、様々な形態によって営まれている出会い系喫茶営業を的確に包含するよう検討すべきではないか。

類似ラブホテルの営業禁止区域・地域への立地状況(サンプル調査)

調査対象となった 類似ラブホテル	風営法第28条に定め る営業禁止地域又は 営業禁止区域に立地 するもの(条例による 地域・区域を含む。)	営業禁止地域(第28 条第2項)に立地する もの	営業禁止区域(第28 条第1項)に立地する もの	保護対象施設からの 平均距離	200m以内に学校が 立地するもの	学校までの平均距離
1038軒	810軒	503軒	377軒	111m	135軒	131m
	78%	48%	36%		13%	

表は、宮城県警察、福島県警察、警視庁、千葉県警察、新潟県警察、静岡県警察、滋賀県警察及び福岡県警察における調査を基に作成。

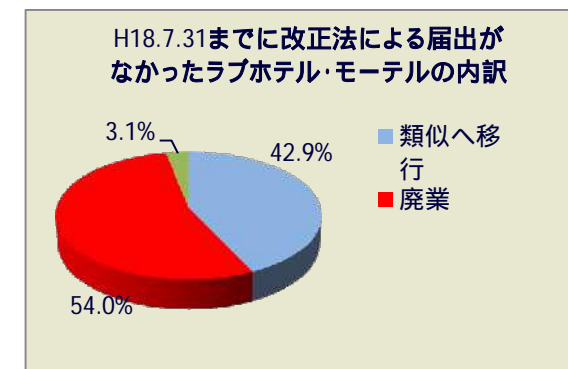
モーテル営業及びラブホテル営業の届出数の推移

	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
合 計	10,700	10,453	10,166	9,865	9,608	9,370	9,160	8,951	8,778	8,647	8,477	8,329	8,146	7,797	7,265	7,086	6,935	6,797	6,627	6,508	6,253	4,082	3,963	3,867
うち既得権	9,394			8,674	8,463	8,283	8,142	7,892	7,785	7,666	7,466	7,348	7,187	6,846	6,394	6,214	6,037	5,931	5,733	5,591	5,389	3,501	3,273	3,062
モーテル	6,858	6,940	6,788	6,619	6,468	6,302	6,159	6,034	5,921	5,849	5,719	5,624	5,540	5,307	4,943	4,843	4,728	4,620	4,508	4,424	4,241	2,989	2,903	2,820
うち既得権	6,413			6,135	5,993	5,838	5,727	5,532	5,460	5,387	5,277	5,187	5,093	4,876	4,546	4,442	4,324	4,219	4,075	3,962	3,851	2,673	2,454	2,279
ラブホテル	3,842	3,513	3,378	3,246	3,140	3,068	3,001	2,917	2,857	2,798	2,758	2,705	2,606	2,490	2,322	2,243	2,207	2,177	2,119	2,084	2,012	1,093	1,060	1,047
うち既得権	2,981			2,539	2,470	2,445	2,415	2,360	2,325	2,279	2,189	2,161	2,094	1,970	1,848	1,772	1,713	1,712	1,658	1,629	1,538	828	819	783

ラブホテル・モーテルの変遷に関するサンプル調査

昭和60年当時のラブホテル・モーテル数		386	
H18.7.31までに改正法による届出がなかったラブホテル・モーテル数		289 (74.9%)	
		H21.4.23時点の営業実態等	
法改正前に廃止届提出	130	類似ラブホテルとして営業	48 (36.9%)
		廃業(マンション、駐車場等に土地転用)	77 (59.2%)
		一般旅館・ホテルとして営業	5 (3.8%)
法改正から届出期限までの間に廃止届提出 (H17.11.7～H18.7.31)	18	類似ラブホテルとして営業	12 (66.7%)
		廃業(マンション、駐車場等に土地転用)	4 (22.2%)
		一般旅館・ホテルとして営業	2 (11.1%)
廃止届不提出	141	類似ラブホテルとして営業	64 (45.4%)
		廃業(マンション、駐車場等に土地転用)	75 (53.2%)
		一般旅館・ホテルとして営業	2 (1.4%)
H18.7.31までに改正法による届出をしたラブホテル・モーテル数		97 (25.1%)	
		営業中	83 (85.6%)
		廃止届	14 (14.4%)

類似ラブホテルとして営業
124 (42.9%)
廃業 (マンション、駐車場等に土地転用)
156 (54.0%)
一般旅館・ホテルとして営業
9 (3.1%)



ラブホテル等の論点ペーパーに対する意見

平成21年4月30日

全国旅館生活衛生同業組合連合会

【基本的要望】

- 1．現行の風営法と旅館業法、建築基準法の適正な執行により善良風俗の保持と青少年の健全な育成は確立できると考える。
従って風営法の法令改正により規制を強化することは慎重に考えるべきであり、旅館業法の遵守を基本とすること。
- 2．しかしながら、学校等の近隣地区及び住宅地にラブホテル及び類似ラブホテルが営業することは、望ましいとは考えていない。
従って、これらの地域に新設されるホテルに関しては、法の適用を厳格にして風営法の趣旨に沿うべきであると考え。
但し、その際には、現在これらの地域で既に従前より営業を行っている旅館・ホテルについては営業権、財産権等を充分配慮すること。
- 3．また、地域住民と紛争を起しているのは一部の地域に限定されおり、多くの地域では地域住民、警察、保健所、商店街及び自治体と日常から情報交換を行う等良好な関係にあるので、全国一律の規制を行うのではなく、地域の実情に即したもの（地方自治体の条例等による規制）とすること。
- 4．何らかの規制強化を検討する際には、問題となっている地域をはじめ、全国各地の現状を充分把握するとともに旅館ホテル事業者の意見も聞いたうえで、拙速とならぬよう慎重に対応すること。
- 5．全旅連及び傘下の組合は自主規制体制を確立するとともに、地元の警察、保健所及び行政機関と密接に連携して、警告・勧告などの指導・取り締まりを行い、組合員及び員外者が法令を遵守の徹底を図り、風俗環境の浄化を保持するよう働きかけていくものとする。

論点1 「政令で定める施設」の要件の見直し

論点1-1 食堂及びロビーの床面積要件を見直すことの是非

【全旅連意見】

「食堂・ロビーの床面積要件」は現行法で充分と考える。

食堂・ロビーが機能を果たしていないといった施設が一部存在するとの指摘であるが、立ち入り検査や行政指導により対応が可能である。

論点1 「政令で定める施設」の要件の見直し

論点1-2 外観が派手又は奇異である施設を要件に追加することの是非

【全旅連意見】

学校等からおおむね100メートル以内の地域に旅館が立地する場合の構造設備基準については、「旅館業における善良風俗の保持について（厚生省生活衛生局長通知 昭和59年8月27日）別記 @構造設備基準規則準則（以下、構造設備規則準則と言う。）」の一において、「施設の外壁、屋根、広告物及び外観等は、立地場所における周囲の善良な風俗を害することがないよう意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和する構造設備であること。」と規定されている。

論点1 「政令で定める施設」の要件の見直し

論点1-3 外周に休憩料金を表示している施設を要件に追加することの是非

【全旅連意見】

構造設備規則準則の五において、「施設の外部には、人の性的好奇心をそそるおそれのある休憩料金その他の表示を示す広告物を備え付けてはならないこと。」と規定されている。

論点1 「政令で定める施設」の要件の見直し

論点1 - 4 外周に満空表示をしている施設を要件に追加することの是非

【全旅連意見】

観光地の温泉旅館やビジネスホテルであっても空室の案内は行っている。

消費者へ向けた明瞭なサービスの表示であり、旅館業法の目的に即した努力でもあるので規制の対象とすべきではない。

論点1 「政令で定める施設」の要件の見直し

論点1 - 5 玄関や駐車場に遮へい措置が施されている施設を要件に追加することの是非

【全旅連意見】

外観状、「すだれ」のようなものは好ましくないとする。但し、外観から見えなければならぬとは云えない。

論点1 「政令で定める施設」の要件の見直し

論点1 - 6 ロビーに客室案内板が設置されている施設を要件に追加することの是非

【全旅連意見】

客室案内板は言わばそのホテル旅館のカタログであって利用者の利便性と、客に自由な選択技を提供しているものである。

旅館業法で義務づけられているフロント・帳場での面接によるチェックイン・チェックアウトを徹底することで解決できる問題であり、匿名性の確保の追求にも繋がらない。

したがって、改めて風営法で規制する必要はない。

論点1 「政令で定める施設」の要件の見直し

論点1-7 フロントに目隠しを施している施設を要件に追加することの是非

【全旅連意見】

旅館業法において、「玄関帳場（フロント）には、宿泊者その他の利用者の出入りを容易に見ることができないような囲いを設けたり、また相対する宿泊者等に直接面接できないような構造等の措置を講じてはならないこと。」規定されている。

論点1 「政令で定める施設」の要件の見直し

論点1-8 シングルルームが存在しない（又はその比率が極端に低い）施設を要件に追加することの是非

【全旅連意見】

所謂高級ホテル等には、シングルベッドを設置したシングルルームというのは存在しないし、リゾートホテル、コテージなどにおいても、シングルルームは存在しない。部屋の床面積やベットサイズ等でシングルルームとダブルルームを区別する基準を明確化するのは不可能である。隣り合わせのシングルルームをコネクティングルームとして設計することも可能であり、潜脱が容易と思われる。

なお、シングルルーム設置を風営法の適用外とした場合、派遣型風俗店に利用される恐れがあり、本来の目的である健全な風俗の維持と逆行する恐れがある。

論点2 「政令で定める構造」の要件の見直し

論点2-1 届出対象の除外要件の見直し

【全旅連意見】

旅館業法で義務付けられたフロント・帳場業務の問題であり、旅館業法の遵守の徹底で対処すべき問題である。

論点2 「政令で定める構造」の要件の見直し

論点2 - 2 モーター構造に関する要件を変更することの是非

【全旅連意見】

旅館業法で義務付けられたフロント・帳場業務の問題であり、旅館業法の遵守の徹底で対処すべき問題である。

論点3 「政令で定める設備」の要件の見直し

【全旅連意見】

これらの問題は、旅館業法に基づく、面接による適正なフロント業務が完全に履行されていれば、解決される問題と考える。

「個室内の自動精算機のフロント業務による省力化」や「消防法違反となるエアシューターの設置」、「遠隔操作による個室の施錠・解錠」については、ラブホテルのメルクマールとしてでは無く、旅館業法に基づく構造設備規則準則で規制すべきものとする。

風俗行政研究会 第2回(4月14日)に対する
施設側からの意見

社団法人 日本自動車旅行ホテル協会
会長 當麻 勝敏
平成 21年4月28日

*いわゆる「風営法」は、いうまでもなく「善良な風俗と清浄な風俗環境の保持」と「少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止」であることに、論を挟む者は、多くはないでしょう。

今日の「風営法」の基本は、昭和59年に改正されたもので、「類似モーテル、ラブホテル、アダルトショップ等を加えて風俗関連営業とし、営業等の届出、禁止区域等の規制を」定め、その細目は「政令3条」からなる、施設基準・構造基準・設備基準に明記されています。さらに、これらの法・政令と関連して、市町条例が全国220か所（第1回風俗研究会・資料）に存在しています。

このように、明文化された状況の中で、さらなる改正とは何か。先の4月14日の「第2回風俗行政研究会」以降、関東・関西・北海道の“論点”を知らされた各経営者・オーナーは、大いに困惑し、業界は大混乱の状態といえます。

そのような状況を踏まえながら、業界で集約した意見を論点ごとに述べさせていただきます。施設経営者からの意見として、参考に加えていただければ、幸いです。

論点1 「政令で定める施設」の要件の見直し

論点1-1 食堂及びロビーの床面積要件を見直すことの是非

*そもそも、宿泊施設において食堂・ロビーは、絶対的に必要なものでしょうか。地域・立地環境においては、施設周辺に多くの飲食施設があるところも少なくはないでしょう。そんな中で食堂を設けても利用者の数は限られ、経営的にも難しい問題となるわけです。昔ながらの、あるいは近年においても、小さな温泉旅館・ホテルなどには食堂などはなく、各客室などでの飲食が多いように思うのですが、いかがでしょうか。ロビーにおいても同様に考えますので、再考が必要な気がします。

なお、一部地域では、無料の“モーニングサービス”が過熱し、食堂を拡大しているところもある、という事例も報告されています。

論点1 「政令で定める施設」の要件の見直し

論点1-2 外観が派手又は奇異である施設を要件に追加することの是非

*今回の改正への機運は恐らく、この「外観が派手又は奇異」ということではないでしょうか。「善良な風俗と・・・」「少年の健全な・・・」ということを考えれば、至極当然なことと思います。どこぞの漫画家が閑静な住

宅街に、奇妙な住宅を建てれば、反対する周辺住民も現れるでしょう。しかし、この「派手」とか「奇異」というのは、何をもって判断するのでしょうか。宿泊施設のみならず、 はどうなのでしょう。かの の作品は「奇異」とはならないのだろうか。これらは、あくまでも主観的な問題であって、行政が立ち入る問題ではないでしょう。表現の自由ということもあるわけですから。

もちろん、風俗とは、地域社会の一員ということになれば、一人だけの暴走は許されるものではありません。したがって、“環境アセス”“景観条例”等に委ねる以外に方法はないように思います。

論点1 「政令で定める施設」の要件の見直し

論点1 - 3 外周に休憩料金を表示している施設を要件に追加することの是非

- * “料金表示の規制”とは、どうも理解しかねます。そこまで行政が踏み込んでよいものでしょうか。利用者にとってそれは、不安感を助長させないでしょうか。他の、飲食・サービス・物販等々と対比した場合、差別にはならないでしょうか。利用者に料金（値段）を表示することは、時代の流れとも思うのですが、いかがでしょうか。

論点1 「政令で定める施設」の要件の見直し

論点1 - 4 外周に満室表示をしている施設を要件に追加することの是非

- * 「満室表示」の規制にどのような意味があるのか、まったく不明です。これは、利用者へのささやかな意思表示にほかならないでしょう。論点1 - 3同様と考えます。

論点1 「政令で定める施設」の要件の見直し

論点1 - 5 玄関や駐車場に遮へい措置が施されている施設を要件に追加することの是非

- * 検討の必要の中に、「客の店舗への出入りを通行人に見られにくくし、及

びロビー内での行動を通行人等に見られないようにする」とありますが、逆に、通行人からロビーが見える旅館・ホテルというのはどれほどあるのか、知りたいほどです。大都市の、いわゆる“ラグジュアリーホテル”観光地での“リゾートホテル”。これらの多くのホテルは、数階上にロビーがあったり、数か所に分かれてフロントがあったりしますが、いかがでしょうか。さほど、重要な要件とは思えないのですが。

論点 1 「政令で定める施設」の要件の見直し

論点 1 - 6 ロビーに客室案内板が設置されている施設を要件に追加することの是非

*「客室案内板」は、いわば飲食店における模造品のようなもの。ラーメン・カレーライス・餃子、それらのコピーが店先にあっても別に問題ではないと思われそうですが、いかがでしょうか。むしろ、利用者へのサービスとさえいえると思うのですが。何階のフロアで、どちらの方角かを示すのは多くの一般的なホテルで採用しているとも思うのですが、いかがでしょうか。

論点 1 「政令で定める施設」の要件の見直し

論点 1 - 7 フロントに目隠しを施している施設を要件に追加することの是非

*確かに、一部のホテルにおいては、“目隠し”あるいはそれに近い状態のホテルも見られますが、これにはあまり語られたことのない事情が背景にあります。ご存知のように、ホテル営業は365日・24時間営業です。したがって、夜中も営業しているわけです。しかも多くは、女性一人で、男性一人で。開かれたフロントに一人でいれば、そこに犯罪は生まれませんでしょうか。たとえば、“コンビニ強盗”のように。とても危険な状況空間になると思いますが、いかがでしょうか。この場合、たとえばタクシーの運転席の背後のように、アクリル板で仕切ることでも犯罪防止となるように思いますが、いかがでしょうか。

論点 1 「政令で定める施設」の要件の見直し

論点 1 - 8 シングルルームが存在しない(又はその比率が極端に低い)

施設を要件に追加することの是非

* 昨年、我が国では「観光省」が設立されました。その一つはインバウンド、つまり海外からの観光客の増加(目標 1000 万人)を狙ったものです。また、先月(3月)からは、高速道路における低料金化(土・日・祝日・2年間)が始まっております。これらは“人を動かす”ことによって、経済の活性化を図ろうというものです。余談ですが、当・日本自動車旅行ホテル協会は、またとないチャンスと捉えております。そのような時代にビジネスホテルでもないホテルに、一人客が来場するでしょうか。もちろん、一人客を否定するつもりはございません。しかし、需要を考えますと、なかなか難しい問題ともいえます。

論点2 「政令で定める構造」の要件の見直し

論点2 - 1 届出対象の除外要件の見直し

* モーター形式の、いわゆる「4号営業店」は年々減少(昨年現在で4000店を切る)傾向にあり、投資効率も考慮すれば、今後増加することは考えられない。また、これらの経営者には高齢者も多く、小規模なホテルがほとんどである。したがって、大きな投資が必要とする改装には、賛成しかねるといえよう。

論点2 「政令で定める構造」の要件の見直し

論点2 - 2 モーター構造に関する要件を変更することの是非

* 論点2 - 1と同様に、大きな問題を発生させる、見直しとなろう。なぜなら、リゾート地における旅館・ホテル、あるいはキャンプ場等の差別化をどう明確にするかである。さらには、財産権・再投資問題まで内蔵している。デリケートな問題といえよう。

論点3 「政令で定める設備」の要件の見直し

* <検討の必要性>は、自動料金精算機であり、エアシューターであり、小窓ということになるようですが、エアシューター及び小窓については、だいぶ以前のことであり、見直し対象とはならないように考えますが、いかがでしょうか。自動料金精算機については、若干の説明を要すると思います。つまり、自動料金精算機は当初、両替機として登場しているわけです。しかもそれは、前回法改正された、昭和59年以降のことです。その精算機は現在、少なくない台数が設置されていることも事実です。そしてその多くは、リース（5年）を利用しているのが、ほとんどといえるでしょう。さらにこの5年リースは、再リースを掛けている施設が多く、この精算機を法施行後すぐに撤去ということになれば、業界はパニック状態になると思われます。なぜ、これほどまでの台数が出回ったのかといえ、行政側にも、その責任の一端はあるように思います。なぜなら、精算機の設置について、一部の県市（埼玉・札幌）を除いて、多くは設置を容認したからともいえるからです。

又、エアシューターは一部の地域において、フロントと聾啞者のお客様との重要な通信手段ともなっています。お客様は健常者ばかりではありません。この施設を廃止することで聾啞者のお客様との意思疎通が困難になる恐れがあります。

大いなる議論が必要な問題といえるでしょう。

* 以上、いろいろ業界の状況を述べさせていただきましたが、これらは、業界内で議論されたほんの一部ともいえます。

ホテル経営者といえども社会の一員であり、地域社会に貢献することは、当然の義務でもあります。また、大人として、これからの日本を支える青少年を育成し、守る義務があります。十分に再認識させられた、今回の“改正問題”といえそうです。

そこで、今後の議論として、

- 1、建物外観の色の規制
- 1、看板の色・大きさ・形の規制
- 1、幼・小・中学校からの一定距離（現行より伸ばす）内の規制

これらの問題については、表現の自由、あるいは思想の自由なども含ま

れ兼ねませんが、必要なことでもあるでしょう。
このまま改正が施行されてしまえば、多くの財産が失われ、パートも含めた数十万人の労働者が路頭に迷うことになるでしょう。
不況下の現在、十分なる検討を、お願いするものです。

ラブホテル等の要件に関する論点

厚労省認可 近畿ホテル旅館協同組合
大阪府認可 大阪府ホテル協同組合
京都ホテル協会
兵庫県姫路ホテル協会
日本レジャーホテル業協会

平素のレジャーホテル（ラブホテル）業界に対する、指導ご鞭撻に深く感謝を申し上げます。また最近の風営法違反ホテルの増加に対しては、大変心を痛めており組合、協会として深く陳謝を申し上げます。業界として改めて全体が襟をただし、法令の遵守を真摯に受け止め、健全な業界にするよう全力を尽くしたいと思っております。

我々のレジャーホテルはホテルの内部で何か悪い事でもしている特殊な場所のような偏見の目で見られる人もいますが特別な業界では決してありません。経営者は家族で1店舗か2店舗をコツコツと地味に経営している人が殆どであり、毎日どうすればうまくやっっていけるのかと考え必死になって働いているのが現実であり現状です。また来てくれるお客様も特別な人ではありませんし、ごく一般的な普通の市民のお客様です。その方達のプライバシーを尊重し、使いやすくそして安価で楽しく過ごして貰えるように、設計された中で日々仕事をしてきましたが、今後はさらに今まで以上に法令の徹底順守を心がけて経営していく積りです。これからもご指導ご鞭撻の程を宜しくお願い申し上げます。

政令で定める施設の要件の見直し

1. 食堂及びロビーの床面積要件の見直し

：専ら異性同伴の客の用に供する旅館又はホテルで、その施設の収容人員に応じた一定規模のロビーと食堂があれば、客室の設備構造は問わないと風営法で定められている部分について、オープンな立派なロビーや実際に営業しているレストランがあればホテルの利用客は普通のビジネス的なホテルだと思って当然に入ってきます。チェックイン後に、入室した部屋が鏡張りの部屋とか、振動ベッドやSMの設備がある部屋だったら大変驚くでしょう。特に家族連れの場合はとても泊まる事が出来ません。ロビーや食堂を造らせるのであれば客室もビジネスクラスなデザインとするべきです。

ロビーや食堂があれば客室は問わないとして、特殊な構造や設備を持つ客室を容認するという考えは、まったく逆であり常識的におかしいと思います。特に食堂については担当警察官の見解がまちまちで、あればよいと言う担当官がいれば、あっても本当に売上げをしていないと駄目だという担当官がいて指導が違ふときがあります。

レジャーホテルの利用客は殆どが客室で食べるので厨房は忙しいのですが食堂には来ないのが現状です。外部からのお客さんも一部の店を除いてわざわざホテルの中の食堂には来てくれないのが事実であり食堂の設置については矛盾点が多いと言わざるを得ません。

2. 外周に料金表示をしている

：入口周りや外部に料金表示をする事でレジャーホテルだということを分かって安心して

利用してもらえるように表示しています。法令条例の中で専ら異性を同伴するレジャーホテルの営業そのものを規制しておらず、施設の構造や設備にもとづいて規制されているものであり、レジャーホテルであると言う明確な表示が利用客の要望でもあり、ビジネスホテルに比べて客室設備も良いし、特に必要な時間だけの料金を払って安価に楽しく遊んで休めるというための表示です。

3. 外観が派手又は奇異な施設

：決して派手なホテルにしたら営業上においても必ずしも良いというわけでもなく、特に外観や広告塔、突き出し看板等においては地域の条例で規制されており、外装の設計には周囲の環境に配慮したセンスの良い外装にすることが、営業上においても最も重要であると我々自身、常に模索しています。

特に善良の風俗を保持すべき地域においては、派手で奇異な外観は規制すべきだと考えますが、派手さの感覚は人によって大きな差があり、色を含めてデザインまでも法で規制することは論議を呼ぶところです。社会には派手好きな人もいれば地味好きな人がいますがそれをどちらが良いとか悪いといえるのでしょうか。そのどちらにもファンがいるのが現実の社会ではないでしょうか。片寄った側だけの意見だけを聞く事なく、明確な条文で持って社会常識を捕らえたしっかりした法整備をして頂きたいと思います。

4. 外周に満空表示をしている設備

：土曜日や祝日前夜になりますと満室になるとことがあります。満室の看板がないと分からずに入ってきて部屋が無いと言うと怒るお客さんがよくいます。そうなるとそのお客さんはそのホテルを敬遠して来なくなるようになります。町の有料駐車場には民間はもちろん公共の駐車場にもこの頃は殆ど満室の看板がついています。遠くから駐車場の看板を見てそこまで行ったのに、空き場所が無ければ腹が立つものです。ホテルも同じことで満空看板までも規制となれば、民間の基本的な事業の経営の権利や方法を侵害するものだと考えます。

5. ロビーに客室案内板が設置されている施設

：温泉地の観光旅館は部屋が分からないので仕方ありませんが、ホテルに来るお客さんは大部分において従業員に案内される事を好みません。それはお客さんのプライバシーが優先するからです。それはシティホテルも同じです。もともと旅館業法でお客さんとの面接と宿帳の記帳が義務付けられている中で案内板の協議は必要ないと考えます。これも民間企業の研究した法的に何の問題も無い営業法の一つだと思っています。

5. フロントに目隠しを施している施設

：目隠しをしているホテルは大部分が小規模ホテルであり、夜中に 1 人になる事が多くフロント内部を見せないようにする事で、防犯及びスタッフの安全を確保していることに繋がっています。従業員は大半が女性であり、特に早朝や夜間は狙われやすいため従業員からの要望でもあります。

6. 玄関や駐車場に遮へい措置が施されている施設

：お客さんのプライバシー尊重のためでありお客様の要望でもあります。日本を含め世界中のシティホテルにおいても客室に上がるエレベーターホールは人目が指さないように設計されています。客室を利用するお客さんのプライバシーを出来る限り守るのがホテル営業の基本です。

7. フロントにおける面談と宿泊名簿の記帳について

：ラブホテルでは宿泊者名簿に記帳しなくてもいいという文化がここ 30 ~ 40 年の間に定着してしまったのが事実です。当時から休憩は書かなくても良かったので、休憩が多いラブホテルは記帳しないときのほうが多く。それが習慣になってしまって宿泊客も今はなかなか書いてくれません。強要すると何で此处だけ書かすのだと、気分を害されて次に来てくれません。宿帳の記帳は現在一番難しい問題です。

今のホテルの宿泊者は 60 ~ 70 % 位はホテルの会員カードを使っているので、最初に住所登録をして貰えばサインを毎回もらわなくても良いのではないかと思ったりもします。宿帳の記帳が犯罪防止の為であればホテルは殆どの店舗がビデオでチェックしているのでそのテープを一定期間、残して置くのは可能ですがプライバシーの問題があるのでどうか分かりません。

社会の一部において専ら異性を同伴する客の宿泊の用に供する施設〔世間で言う通称ラブホテル、この中の「15%位」が風営法で言うラブホテルに該当〕そのもの存在自体が違法であるように錯覚している人がいます。業界においてこの法律が施行されて 25 年、昨年までこれといった摘発が無かったのではないかと〔正確にはわかりません〕と思いますが昨年一月に兵庫県神戸市で、某グループホテルが大人のおもちゃを客室の販売機で売ったと言うことで、二件のホテルと大阪の本社合せて 30 名の捜査員を動員〔書類送検〕

6 月に兵庫県姫路市で同じく大人のおもちゃの販売で、5 箇所の家宅捜索〔書類送検〕
11 月に 3 法人 3 ホテルに SM の設備が〔1 店舗に 2 ~ 3 部屋〕あったのと、大型鏡の取り付け付けた部屋〔部屋数不明〕があるという事で、まったくいきなりに 3 店舗と本社含め 7

箇所の家宅搜索に新聞報道によると75名動員、実際には100人動員したという話もありますが、私達は決して罪を軽く見るわけではありませんがSMルーム、大型鏡は利用客である一般市民の趣味を規制した風営法に違反したという事件ですが、被害者もなく違反者が逃げる訳もないこの捜査に、これだけの警察官を動員しなければならないのでしょうか。その後4ヶ月も経ってからいきなり代表取締役が逮捕され、別件も特に無いのに24日間拘留されたということです。

これまでは違反があった場合には是正勧告があり、即、是正すれば処置なしに終わらせた事が多く、厳しいときには即、営業停止を命じられますが是正すればその日に営業停止が解かれたのが殆どであると理解しています。兵庫県だけが偽装ラブホテル捜査のために100人以上の体制で特別チームを作るまでして非常に厳しく取り締まっているのは兵庫県で何か特別な理由があるのでしょうか。大部分のホテルは法を遵守して勿論営業していますし日本だけではなく世界中において異性同伴が使いやすく設備しているホテルがあるものです。

私達は決して法を軽く見るつもりはありませんが、長年の流れの中でこのくらいはという甘い考えがあったのは事実です。業界全体が組合員、会員ではないので行き届かない面がありますが、法をしっかりと遵守していきたいと思っています。今回の法改正が行われるようになれば業界に対して研修会などの開催によって公報して頂けるように宜しく願い申し上げます。

警察庁風俗行政研究会
座長 前田雅英 様

特定非営利活動法人 全国偽装ラブホテルをなくす会
代表 馬場敦子

子どもの教育環境及び市民の住環境を安心・安全かつ清純に保つ政策について(要望)

風俗行政研究会の委員の皆さま及び関係各省庁の皆さま、全国各地で問題化している「偽装ラブホテル」の抜本的問題解決のために取り組んでいただきありがとうございます。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（以下政令と略す）改正に向けて当会の要望を下記のとおり申し上げます。

記

1 法28条の店舗型性風俗特殊営業の営業禁止区域の実質的遵守について

今回の政令改正において風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下、「法」と略す）第2条6項4号で定められている「専ら異性を同伴する客の宿泊の用に供する政令で定める施設」（以下、「4号ホテル」と略す）の要件について、**営業禁止区域が実質的に遵守される、時代に即した要件の新設**を要望いたします。

以下例示いたします。

ラブホテルとはホテル等のうち専ら異性を同伴する客に利用させることを目的とするものであって、以下例示する構造及び設備を有するもの、または以下例示する構造及び設備を有しないものであっても、周囲の環境及び立地条件からみて当該目的に供すると認められるものをいう。

- (1) 客室の扉を自動的に施錠し、又は開錠することができる装置と連動した客室案内板その他の設備（例：タッチパネル）を設置し、有人のフロント業務を行っていない施設
- (2) 玄関帳場の周囲に宿泊者等の往来を容易に見通すことを妨げる設備が設けられている施設
- (3) 客室内において宿泊料の支払いができる自動精算機等の機械及び小窓等の構造設備が設けられている施設
- (4) 外周に空室・満室を知らせるサインを出している施設（文字表記に限らない。満室になれば建物全体の照明を落とす施設あり）
- (5) 建物及びその付属施設に対して直接及び間接の照明を施している施設（例：サーチライトを建物及び夜空に向けて照射している施設、ネオンサイン・LED等）

その他

- ・昭和59年法改正のような附則で経過規定を設けて、既存の偽装ラブホテルを公認することがないことを要望します。
- ・「ラブホテルに該当するかは施設の利用状況及び構造設備等を総合的に勘案して判断する」との規定の新設を要望します（新たな脱法行為が行われたときに速やかに対処するため）。

2 政令以外の問題点について

(1) 警察関係について

① 立入り権について

法37条で警察職員に4号ホテル等に立入り権を認めていますが、偽装ラブホテルについては警察官職務執行法の規定でしか立入ることができません。違反業者摘発のため「偽装ラブホテル」に対する立入り権（行政調査権）を警察職員に付与することを要望します。

② 営業に関する処分権について

現行法では、行政指導さらには刑事裁判で罰金刑が確定した場合でさえ、違反業者がそのまま営業できる法制度になっており、違反業者に対して刑罰の持つ一般予防の機能が全く作用していません。業者は違法行為を犯して有罪判決を受けても、なお余りある利益を得ており、違反業者が後を絶ちません。そこで警察行政に対して、違反業者を根絶するために旅館業を含めた営業停止及び許可取消の権限を付与することを要望します。

③ 有人のフロント業務の義務化について

4号ホテルを含む偽装ラブホテルが性犯罪等の現場になっていることに鑑み、ホテル全般（ビジネスホテル・4号ホテル・偽装ラブホテル）に対して、有人のフロント業務を義務付けることを要望します。また、有人フロント業務がなされていない場合、外国人テロリストが容易に潜伏でき、治安維持の観点からも問題があるものと考えます。

④ 宿泊者名簿の備付及び記載の義務化について

有人のフロント業務と併せて宿泊者名簿の記載が「児童買春」「強姦」「強制わいせつ」等の「連れ込み事犯」の抑止になると考え、備付及び記載の義務化を要望します。

(2) 旅館業関係について

① 宿泊者名簿の設置及び記載の義務付けの実効化（罰則の強化）について

今般「新型インフルエンザ」の感染拡大が社会問題となっています。宿泊者名簿設置義務付けの趣旨は公衆衛生の観点から、伝染病等の感染ルートの割出しにあると思いますが、今回の「新型インフルエンザ」が4号ホテル・偽装ラブホテルを中心に拡大していたら、当該条文が画餅に帰すこととなります。当会は問題があると考え、宿泊者名簿記載の徹底及び違反業者に対する罰則強化を要望します。

② 営業に関する処分権について

保健所の立入り権等の行政指導に実効性を持たせるため、罰則の強化及び悪質な違反業者に対して営業停止及び許可取消処分を下すことを要望します。

③ 罰金の額引き上げ及び禁固刑の新設について

罰則に関しては罰金が最高でも3万円であり、例えば「新型インフルエンザ」に関して宿泊者名簿の備付の違反の場合は5千円の罰金しか科されません。その上摘発事例が皆無に等しいのが現状であり、罰金の規定は有名無実化し違反の抑止になっていません。罰金の額の引上げ及び禁固刑の新設を要望します。

④ 平成8年6月14日の旅館業法の一部改正について（質問）

平成8年6月11日に厚生委員会和田貞夫委員長（当時）より「旅館業法の一部を改正する法律案」が厚生委員会（当時）に提出され同日衆議院本会議で可決（後に参議院本会議で可決成立）されていますが、この改正は法律の目的規定から消極的・警察的規制の趣旨の文言を削除するというものです（別紙1参照）。

当時、風適法が機能していない中で、住民は旅館業法で偽装ラブホテルの業者と対峙していましたが、このような状況下で偽装ラブホテル問題の原点ともいえるべき鳩森小問題以来の消極的・警察的的目的規定を削除し、積極的目的規定に改めた改正には問題があると思われまます。厚生労働省の見解をお示しいただきたく思います。

(3) 消防関係について

客室内の自動精算機について

客室内の自動精算機は無人のフロントシステム（タッチパネル）と一体であり、利用客が施設管理者と接することなく施設を利用するためのものですが、精算しないと客室の施錠が解除されないため、火災の際に利用客が逃げ遅れるという事故が起こっています（別紙2参照）。

精算が完了しないと客室の施錠が解除されないような自動精算機の客室内設置禁止を要望します。

以上、「偽装ラブホテル」問題の抜本的解決に向けて有識者の皆さま、関係各省庁の皆さまのご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

平成8年6月14日

旅館業法の一部改正について

1. 趣旨

現行の旅館業法は、終戦直後の昭和23年に公衆衛生の見地からの取締を目的として制定され、その後、昭和32年にいわゆる善良な風俗を保持する観点からの規制を加え現在に至っている。

このような現行の旅館業法の目的規定については、今日では時代錯誤も甚だしいものであり、早急に時代に合ったものに改めるべきとの旅館業関係者からの強い要望に応え、旅館業法の一部を改正する法律案が、衆議院厚生委員会和田貞夫委員長から今国会に議員提案され、可決された。

(国会審議経過)

6月11日 衆議院厚生委員会、衆議院本会議

6月13日 参議院厚生委員会 6月14日 参議院本会議

〈参考〉現行の目的規定

第1条 この法律は、旅館業に対して、公衆衛生の見地から必要な取締を行うとともに、あわせて旅館業によつて善良の風俗が害されることがないようにこれに必要な規制を加え、もつてその経営を公共の福祉に適合させることを目的とする。

2. 改正の概要

(1) 法律の目的規定の改正

旅館業の健全な発達を図るとともに、利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もつて公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することに改めること。

※公衆衛生の見地からの取締と善良の風俗を保持するための規制を目的とする現行の消極的規定を、業の振興に関する内容を盛り込むことにより、旅館業の健全な発達を図ること等により公衆衛生及び国民生活の向上に寄与する積極的目的規定に改める。

(2) 営業者の責務規定の新設

旅館業が国民生活において果たしている役割の重要性にかんがみ、営業者は、利用者の需要に対応した営業の施設の整備及び宿泊に関するサービスの向上等に努めなければならないこと。

※旅館業は、国民に健全で快適な宿泊サービスを提供することにより、国民生活の充実に大いに寄与している。高齢社会の到来、余暇活動の充実への関心の高まりなどを背景に利用者ニーズの高度化・多様化が進む中、営業者の責務として、これらに的確に対応することを求めるものである。

(3) 国等の支援規定の新設

旅館業の健全な発達を図り、利用者の需要に対応したサービスの提供を促進するため、国及び地方公共団体は、営業者に対し、必要な資金の確保、助言、情報の提供等の措置を講ずるよう努めること。

※国及び地方公共団体は、サービスの向上に取り組む営業者を積極的に応援するため、融資や税制上の優遇措置、助言、情報の提供等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(4) 施行期日は、公布の日

(※印の文章は解説)

問い合わせ先 厚生省生活衛生局指導課

担 当 深澤(内 2434)

電 話 (代)3503-1711

(直)3501-9554

ラブホテル等の要件の見直し等について（骨子案）

1 現状と問題点

近年、風営法上のラブホテル及びモーテル（以下「ラブホテル等」という。）と同様の外観を備えるなど、ラブホテル等に類似した形態で営業するホテル（以下「類似ラブホテル」という。）が全国各地に建築され、現に営業している。

類似ラブホテルは、風営法施行令で定めるラブホテル等の要件に該当しないため、風営法の規制がかからず、ラブホテル等の営業禁止区域等である住宅地域や学校の直近で営業する実態が見られる。

このため、地域の風俗環境、少年の健全育成への悪影響を憂慮する地域住民による反対運動や警察への取締要望が寄せられるに至っている。また、自治体等から風営法等による規制の要望もなされている。

2 風営法による対応

(1) ラブホテル等営業の要件の見直しの方向性

風営法がラブホテル等営業を規制しているのは、同営業が専ら性的な目的のための利用に供される施設であることから、地域の風俗環境や少年の健全育成に好ましくない影響を与え、また、児童買春の温床となるなど善良の風俗を害するおそれがあるためである。

現行の要件においても、回転ベッドのように客の性的好奇心に応ずるために設けられた設備を有したり、又は、客室と駐車場が一体となったモーテルのように利用者の匿名性を確保するような仕組みを有しているホテルを規制している。

一般にいわれる「ラブホテル」と認知されるものとそれ以外のホテルとの相対化が進む中で、類似ラブホテルを特徴付ける要素としては、外観、客室案内板、玄関等における遮蔽措置、個室内の自動精算機等様々なものが挙げられるが、ラブホテル等の要件の見直しに当たっては、当該施設が専ら性的な目的のための利用に供されるものであるという本質と密接に関連する要素に限って新たに盛り込むこととすべきではないか。

その際には、いわゆる一般のホテルを規制の対象としないようにするとともに、旅館業法等他法令の関連の規制との整合性に留意しつつ、実効ある規制となるよう検討すべきでないか。

(2) 既得権の在り方

風営法では、これまでも新規定施行により新たに性風俗関連特殊営業に該当することとなる営業を従前から営業禁止区域等で適法に営んでいる場合には、既得権を尊重することを基本としつつ、規制の内容、規制を受けない他の営業への転換の可能性、当該営業が清浄な風俗環境に与える影響等を総合的に勘案して既得権を認めることの適否を判断している。

ラブホテル等については、昭和59年風営法改正当時には既得権が認められていたこと、今回のラブホテル等要件の見直しにおいて新たに幅広い要件を追加することとした場合には、既得権を認めなければ構造・設備の改修等の負担を強いることになること等を踏まえれば、既得権を認めないことは困難ではないか。

(3) 風営法の厳格な運用

ラブホテル等要件の見直しにより、風営法上の規制対象となる類似ラブホテルについては、営業禁止区域等における営業の禁止のほか、広告宣伝規制、18歳未満の者の客としての立ち入らせの禁止等の規制に服させることが可能となるが、その実効性を確保するためには、立入検査や報告徴収を活用して実態把握を徹底するとともに、行政指導を強化し、違法な営業に対しては行政処分、検挙等の取締りを厳正に行うべきではないか。

3 風営法以外による対応

2(1)のラブホテル等の要件の見直しの方向性を踏まえれば、類似ラブホテルといわれるもののすべてを風営法の規制対象とすることは困難である。

一方で、類似ラブホテルについては、現在でも、旅館業法、建築基準法等のほか、各自治体の条例により各種規制が課せられていることを踏まえれば、警察のみならず、関係省庁及び自治体とも連携して、次のような総合的、多面的な対策を講じることが適当ではないか。特に類似ラブホテルの外観の問題については、地域の景観に係るものであることから、地域の実情を踏まえた条例による規制になじむものであり、兵庫県の景観の形成等に関する条例等に見られるように、住民説明、住民意見書の提出といった手続をとることが有効ではないか。

- ・ 建築基準法上の建築確認における運用の徹底（類似ラブホテルについて、商業地域以外の用途地域において建築することができない）
- ・ 旅館業法上の許可における運用の徹底（類似ラブホテルに特徴的な構造設備を設けないことを構造設備の基準として条例で定めている場合には、不許可とすることが可能）
- ・ 旅館業法上の諸規制の運用の徹底（営業者による宿泊者名簿記載、面接に適したフロント等の確保）
- ・ 景観条例、屋外広告物条例等の規制の活用

店舗型性風俗特殊営業(第4号営業〔ラブホテル・モーテル〕)の要件一覧表

専ら異性を同伴する客の宿泊(休憩を含む)の用に供する施設

1 政令で定める施設

ホテル、旅館

その他客の宿泊の用に供する施設であって、食堂(調理室を含む)、ロビーのいずれか一方又は両方の床面積が下表の数値に達しないもの

収容人員の区分	床面積	
	食堂	ロビー
30人以下	3.0㎡	3.0㎡
31～50人	4.0㎡	4.0㎡
51人以上	5.0㎡	5.0㎡

対象外
食堂、ロビーの両方の床面積が上記表の数値に達しているもの

対象外
客との面接に適するフロント、玄関帳場その他これらに類する設備において常態として以下のことを行う施設
 宿泊者名簿の記載
 宿泊料金の受渡し
 客室のかぎの授受
 但し、右上段～のいずれかの設備を有するものは規制対象となる

2 政令で定める設備

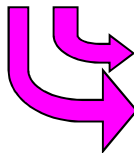
動力により振動し又は回転するベッド
 横臥している人の姿態を映すために設けられた鏡(特定用途鏡)で面積が1㎡以上のもの(天井、壁、仕切り、ついたてその他これらに類するもの又はベッドに取り付けてあるものに限る)
 専ら異性を同伴する客の性的好奇心に応ずるため設けられた設備

次の～までに掲げる物品を提供する自動販売機その他の設備

衣服を脱いだ人の姿態を被写体とする写真又はその複製物
 に掲げる写真又はその複製物を主たる内容とする写真集
 衣服を脱いだ人の姿態の映像を主たる内容とするフィルム又はビデオテープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の視覚によっては認識することができない方法をいう)による記録に係る記録媒体
 性具その他の性的な行為の用に供する物品、性器を模した物品、性的な行為を表す写真その他の物品又はこれらに類する物品

3 政令で定める構造

客の使用する自動車の車庫
 ～天井(天井のない場合にあつては、屋根)及び二以上の側壁(ついで、カーテンその他これらに類するものを含む)を有するものに限るものとし、二以上の自動車を収容することができる車庫にあつては、その客の自動車の駐車のために供する区画された車庫の部分を用い～



A 通常その客の宿泊に供される個室に接続する構造

B 通常その客の宿泊に供される個室に近接して設けられ、当該個室が当該車庫に面する外壁面に出入口を有する構造

C 客の宿泊する個室がその客の使用する自動車の車庫と当該個室との通路に主として用いられる廊下、階段その他の施設(当該施設の内部を外部から容易に見通すことができるものを除く)に通じる出入口を有する構造

ラブホテル

モーテル

ラブホテル等要件の見直しの方向性

施設要件

・フロントの遮蔽措置

・客室案内板

・食堂・ロビー要件

・玄関等の遮蔽

・休憩料金表示

個室要件 (設備)

・自動精算機

・代金支払用のエアシューター

・代金支払用の小窓

・遠隔操作で解錠可能な電気錠のある戸

・振動し又は回転するベッド

・特定用途鏡

・専ら異性を同伴する客の性的好奇心に応ずるため設けられた設備

・アダルトグッズ自販機等

個室要件 (構造)

・モータル構造
(3種類)

ただし、食堂・ロビー要件の場合は、常態としてフロントで宿泊者名簿作成等を行うものを除く。

従業員との
匿名性

他の客との
匿名性

外部との
匿名性

性的
関連

要件(黒字:現行、赤字:新規)